

自治推進委員会答申における論点整理表

資料1

※下線については再掲条文

	答申	内容	他都市の条例
区ごとのまちづくり	区役所を拠点として、地域の独自性を生かしたまちづくりを柔軟に推進していくことを明記すること。	区役所体制のメリットを最大限に生かし、市民・行政が区ごとのまちづくりをしやすくする仕組みや制度を市長・区長が一体となって構築していくこと。	川崎市 (区長の設置及び役割) 第20条②(2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供しよう努めること。
			札幌市 (区におけるまちづくり) 第29条① 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。
			新潟市 第25条① 市長は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、市民の参画の下で、区における総合的な計画を策定して実施しなければなりません。 第25条② 区役所は、市民に身近な行政サービスを提供し、及び自立した地域社会を築くため、次に掲げる役割を担うものとします。 (3)市民に必要な行政サービスを効果的、効率的かつ総合的に提供すること。
		校区・区単位の地域情報(データ)に基づくまちづくりを進めること。	川崎市 (区長の設置及び役割) 第20条②(1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。
			札幌市 (区におけるまちづくり) 第29条② 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。
			新潟市 第25条② 区役所は、市民に身近な行政サービスを提供し、及び自立した地域社会を築くため、次に掲げる役割を担うものとします。 (1)地域のまちづくりの拠点として、地域の課題を発見して迅速かつ的確な解決を図ること。
		区ごとの裁量による取組みを進めるために、事業に必要な予算を手当てすること。	川崎市 (必要な組織の整備等) 第21条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。
			新潟市 第25条③ 市長は、分権型の政令指定都市を実現するために区役所がその役割を発揮できるよう、組織、予算等について必要な体制を整備するものとします。
		NPO等の団体と町内会や校区自治協議会など地域組織との参画・協働による取組みを充実させていくこと。	新潟市 第25条② 区役所は、市民に身近な行政サービスを提供し、及び自立した地域社会を築くため、次に掲げる役割を担うものとします。 (2)協働の拠点として、自主的かつ自立的な地域活動及び非営利活動を支援すること。 第27条② 市は、地域コミュニティが協働により地域における新たな公益的役割を担う活動を行う場合は、公共性、公平性及び必要性を総合的に判断してその活動に対して支援を行うものとします。この場合において、市の支援は、地域コミュニティの自主性及び自立性を損なうものであってはなりません。

	答申	内容	他都市の条例
区 の コ ミ ュ ニ テ ィ の あ り 方	区におけるコミュニティ活動の連携について明記すること。	地域コミュニティ活動団体、市民活動団体等は、お互いの活動を理解し合い、情報共有のもと役割と責任を分担し協働でまちづくりを行うことができるよう努めること。 また、その信頼関係の構築を区役所が仲介して推進すること。	新潟市 (地域住民及び地域コミュニティの役割) 第26条① 地域住民(一定の区域内に住所を有する者、その区域内で働き、又は学ぶ者並びにその区域内において事業活動その他の活動を行う者及び団体をいいます。)は、自らが地域の自治の担い手であることを認識してこれを守り育てよう努めるものとします。 第26条② 地域住民は、地域コミュニティ(地域における多様なつながりを基礎とした団体及び集団をいいます。以下同じです。)が地域課題の解決又は地域住民の相互の連携を図る活動を行う場合は、自らその活動に参加し、又は協力するよう努めるものとします。 第26条③ 地域コミュニティは、自らの行動に責任を持って自主的かつ自立的な活動を行うものとします。
		行政は、区のコミュニティにおいて、多様な主体が地域の暮らしの質や豊かさを高めていくために円滑に連携していけるよう支援をすること。	川崎市 (区長の設置及び役割) 第20条②(3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。
			新潟市 第25条② 区役所は、市民に身近な行政サービスを提供し、及び自立した地域社会を築くため、次に掲げる役割を担うものとします。 <u>(2)協働の拠点として、自主的かつ自立的な地域活動及び非営利活動を支援すること。</u> 第27条① 市は、地域コミュニティの公益的役割を認識してその活動を尊重しなければなりません。 第27条② 市は、 <u>地域コミュニティが協働により地域における新たな公益的役割を担う活動を行う場合は、公共性、公平性及び必要性を総合的に判断してその活動に対して支援を行うものとします。この場合において、市の支援は、地域コミュニティの自主性及び自立性を損なうものであってはなりません。</u>
			北九州市 (コミュニティへの支援等) 第27条① 市は、コミュニティの自律性及び自立性に配慮しながら、コミュニティの活動がその活動する地域の特性に応じて効果的に行われるよう、コミュニティに対し積極的に支援するものとする。 第27条② 前項に規定する支援は、区役所の組織及び機能を最大限に活用することにより行うものとする。 第27条③ 区長は、コミュニティが相互に連携しながらその活動が円滑に行えるよう、コミュニティに対し必要な支援に努めるものとする。